

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	子ども・子育て支援に関する事務(子ども政策課分)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美作市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

岡山県美作市長

公表日

令和8年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務を行う。 子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①子育てのための施設等利用給付をするための申請書等の受付(受理)に関する事務 ②支給認定に関する事務
③システムの名称	1. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)子ども・子育て支援関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号第9条第1項 別表 第127項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第155項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 子ども政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 岡山県美作市美来1番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部子ども政策課 岡山県美作市美来1番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、次の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[☒] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特に人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠のできる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれてないか、ダブルチェックを行うとともに、関係書類については、原則すべて溶解処理とする。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I 関連情報 5-①部署	健康づくり推進課	子ども政策課	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 5-②所属長の役職名	健康づくり推進課長	課長	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 8.連絡先	健康づくり推進課	子ども政策課	事後	
令和3年7月1日	表紙 公表日	令和2年5月1日	令和3年7月1日	事後	
令和3年7月1日	表紙 評価書名	子ども・子育て支援に関する事務(健康づくり推進課分)	子ども・子育て支援に関する事務(子ども政策課分)	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和7年5月7日	I 関連情報 7.請求先	総務部総務課 岡山県美作市栄町38番地2	総務部総務課 岡山県美作市美来1番地	事後	新庁舎移転に伴うもの
令和7年5月7日	I 関連情報 8.連絡先	保健福祉部子ども政策課 岡山県美作市北山390番地2	保健福祉部子ども政策課 岡山県美作市美来1番地	事後	新庁舎移転に伴うもの
令和7年10月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年5月1日時点	令和7年10月31日時点	事後	
令和7年10月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年5月1日時点	令和7年10月31日時点	事後	
令和8年3月1日	表紙 公表日	令和3年7月1日	令和8年3月1日	事前	
令和8年3月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である	事前	
令和8年3月1日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、次の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事前	
令和8年3月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考	—	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	
令和8年3月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考	—	十分である	事前	
令和8年3月1日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策判断の根拠	—	特に人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠のできる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれてないか、ダブルチェックを行うとともに、関係書類については、原則すべて溶解処理とする。	事前	
令和8年8月1日	表紙 公表日	令和8年3月1日	令和8年8月1日	事後	
令和8年8月1日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の19の項、35の項及び61-2の項 行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第18条各号、第26条各号、第46条の3各号	・番号法第9条第1項 別表27の項 ・番号法第9条第2項「美作市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条	事後	法改正
令和8年8月1日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 情報提供なし (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二31の項及び54の項、85の2の項 ・行政手続きにおける特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号(情報提供の根拠) 第22条各号、第28条各号、第43条の4各号	【情報提供】なし 【情報照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表53の項	事後	法改正
令和8年8月1日	表紙 公表日	令和8年3月1日	令和8年8月1日	事後	
令和8年8月1日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条(利用範囲) 別表第一の94の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表 第127項	事後	法改正に伴うもの
令和8年8月1日	I 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)127の項 (別表第二における情報提供の根拠)なし	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第155項	事後	法改正に伴うもの